



北但広域療育センター基本方針

1. 利用者の人権を尊重して、利用者が全人的に生かされることを目指して支援します。
2. ICF の障害観点に立って、生活、環境をも考慮した質の高いサービスの提供を目指します。
3. 北但馬の療育の中核として、職員の専門性の向上を図り、地域(教育、医療、福祉、家庭)との連携体制の構築を図ります。
4. キリスト教精神を持って、日々利用者と接します。

2023年



5月8日より新型コロナウイルスについては感染症法上の位置づけが2類から5類へ変更となりました。「with コロナ」という新たな局面にあり、社会全体が緩和の方向に向かうものと思われます。一方で、社会福祉事業者においては重症化リスクのあるご利用者の安全を守ることを最優先に取り組みなければなりません。

当センターにおいても5月8日に39メールで配信をさせていただきました通り、引き続き感染防止対策を継続してまいります。

これからにつきましては、法人として今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況等を見極めつつ、段階的に緩和する方向について検討がなされますが、当面は現行の対応を継続することにつきまして皆様方のご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

施設長 稲津慎也

厚生労働省 Q&A より (5月8日以降の取扱)

Q.

新型コロナウイルス感染症にかかったら、どのくらいの期間外出を控えればよいのでしょうか？

A.

外出を控えることが推奨される期間 (法律に基づく外出自粛ではありません)

- ・特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目として5日間は外出を控えること。かつ、
- ・5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ること。
が推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。

5月8日以降のセンターのご利用について

- ・引き続き新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、ご利用時のマスクの着用をお願いいたします。また、万が一罹患されました後のご利用につきましては、厚労省Q&Aにありますように、体調回復を最優先に5日間の療養、かつ、症状が軽快して24時間程度が経過してからのご利用をお願いいたします。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。



お知らせとお願い

※ 受給者証について下記の場合、事業所へご持参頂きますようよろしくお願い致します。

- ① 市・町より、新しい受給者証が届いたとき
- ② 受給者証に北但広域療育センターの事業所名の押印のない場合

